

## ○狭山市自動体外式除細動器（AED）の貸出に関する要綱

（平成25年3月27日市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、多くの人が集まる行事において、その参加者等が心肺停止状態に陥った際、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項に規定する医療機器として厚生労働大臣の承認を得た自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を使用した救命活動を実施することにより、救命効果を向上させるため、AEDを貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出要件）

第2条 市長は、AEDを借り受けて行う行事（以下「対象行事」という。）が次に掲げる条件を満たす場合その他市長が適当と認めた場合に、対象行事を行う個人・団体に対しAEDを貸し出すものとする。

- （1） 特定の宗教や政治活動に関係せず、営利を目的としない団体・個人であること。
- （2） 参加者がおおむね10名以上、かつ、参加者における市内在住・在勤・在学の割合が5割以上であること。
- （3） AEDを取り扱う者が18歳以上の者で、医療従事者、または、普通救命講習、上級救命講習その他これらに類する講習を修了したものであり、対象行事の会場に常駐、または帯同していること。

（貸出台数）

第3条 この要綱により貸し出しを行うAEDは、1台とする。

（貸出期間）

第4条 AEDの貸出し期間は、1週間以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（申請手続）

第5条 AEDを借り受けようとする対象行事の主催責任者又は対象行事におけるAEDの取扱責任者は、AEDを借り受けようとする日の7日前までに、AED利用申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

2 AED利用申請書を提出できる者は、市内在住者に限る。

（貸出の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、AEDを貸し出すことが適当と認めるときはAED貸出し承認通知書（様式第2号）により、AEDを貸し出すことが適当でないとしたときはAED貸出し不承認通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(AEDの貸出)

第7条 AEDを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、借り受ける際、AEDの状態の確認を行うとともに、身分証明書を提示したうえで、AED借用書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(借受者の責務)

第8条 借受者は、貸出し期間中のAEDの管理・使用に関する責任の一切を負い、AEDを常に良好な状態で保管し、使用しなければならない。

2 借受者は、AEDを処分し、転貸し、又は譲渡してはならない。

(経費)

第9条 貸出し期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、借受者の負担とする。

2 貸出し期間中、救命活動の実施に際し使用した電極パッドその他AEDに付属する消耗品に係る経費は、狭山市の負担とする。

(亡失又は損傷の報告)

第10条 借受者は、AEDを亡失し、又は損傷させたときは、AED亡失・損傷報告書(様式第5号)により、市長に報告しなければならない。

(AEDの返却)

第11条 借受者は、貸出し期間内にAEDを返却しなければならない。

2 市長は、借受者からAEDの返却を受けたときは、借用書を返却するものとする。

(損害賠償)

第12条 市長は、借受者が故意又は重大な過失によりAEDを亡失し、又は損傷させたと認めるときは、相当額と認める金額をもって、賠償させることができる。

(返還)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、貸出し期間中であってもAEDを返却させることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。